

消防設備点検特記仕様書

1 履行場所

茨城県立中央病院（笠間市鯉淵 6528）

2 点検範囲

受注者は、消防法施行規則に基づき機器点検、総合点検（外観、機能他）、防火及び防災対象物定期点検を各々1回／年行う。また、平成28年国土交通省告示第723号の規定に基づき、防火設備検査を行うものとする。病院より連絡等があった場合は、直ちに技術員を派遣し点検及び調整を行う。

3 点検場所

【 点検リスト 】

No	設備名	設置場所
1	自動火災報知設備	本館（新内科増築含む）、がんセンター棟、新エネルギー棟、放射線治療センター、透析センター、化学療法センター、救急センター、循環器センター、保育園、プレハブ棟、研修棟
2	ハロゲン化物消火設備	本館（エネルギーセンター）
3	屋内消火設備	本館、がんセンター棟、放射線治療センター、透析センター、化学療法センター
4	非常用電源(蓄電池)設備	本館（エネルギーセンター）
5	非常放送設備	本館（新内科増築含む）、がんセンター棟、新エネルギー棟、放射線治療センター、透析センター、化学療法センター、救急センター、循環器センター、保育園、研修棟
6	非常灯、誘導灯設備	本館（新内科増築含む）、がんセンター棟、新エネルギー棟、放射線治療センター、透析センター、化学療法センター、救急センター、循環器センター、保育園、プレハブ棟、研修棟
7	防火、排煙設備	本館（新内科増築含む）、がんセンター棟、透析センター、放射線治療センター、化学療法センター、救急センター、循環器センター
8	スプリンクラー設備	本館（新内科増築含む）、がんセンター棟、透析センター、放射線治療センター、化学療法センター、救急センター、循環器センター
9	消防用水	構内
10	連結送水管	本館、がんセンター棟
11	避難器具設備	本館、がんセンター棟
12	ガス漏れ警報設備	本館
13	消火器類	本館（新内科増築含む）、がんセンター棟、新エネルギー棟、放射線治療センター、透析センター、化学療法センター、救急センター、循環器センター、レポート、保育園、プレハブ棟、研修棟ほか

14	防火対象物定期点検	本館（新内科増築含む）、がんセンター棟、透析センター、放射線治療センター、化学療法センター、救急センター、循環器センター
15	防災対象物定期点検	本館（新内科増築含む）、がんセンター棟、透析センター、放射線治療センター、化学療法センター、救急センター、循環器センター
16	粉末消火設備 （パッケージ消火設備含む）	ヘルポート、プレハブ棟
17	防火設備検査	本館（新内科増築含む）、がんセンター棟、透析センター、放射線治療センター、化学療法センター、救急センター、循環器センター
18	部品交換	補助散水栓、ガス漏れ火災警報設備バッテリー、自動火災報知設備表示盤バッテリー交換

※ 対象機器の詳細は、設計図書参照

4 提出書類

- ・作業計画書
- ・点検報告書

点検範囲で定められた各点検について、点検結果及び点検写真（デジカメ可）を綴じ込み、ファイル形式にて提出するものとする。（棟別、設備別各々1部）

- ・官公庁（消防関連）への報告

- (1) 外観機能点検、総合点検（外観、機能他）結果を、平成16年消防庁告示第9号による様式にて報告するものとする。
- (2) 防火及び防災対象物定期点検結果を、消防法第8条の2の2第1項の規定及び消防法第36条に基づき報告するものとする。

- ・その他監督員の指示によるもの。

6 注意事項

- (1) 点検整備を実施するにあたっては、病院と協議のうえ日程を決定し、病院の業務に支障のないよう行うこと。また、作業実施前には「作業届け」を提出するものとする。例年総合点検は6月ごろ、機器点検は12月ごろに行っている。
- (2) 消防用設備等の法定保守点検を行うのに必要な次のアからエの資格を有し、履行場所に派遣できる体制を整えること。
 - ア 消防設備点検資格者（第1種及び第2種）及び消防設備士甲種（第1類、第3類、第4類及び第5類）・乙種第6類
 - イ 防火及び防災管理点検資格者
 - ウ 火災報知システム専門技術者
 - エ 申請日前6月以上継続して雇用している者であること。
- (3) 受託者は、各種法令（労働安全衛生法等）に基づき、必要な健康診断を実施するとともに、業務従事者の健康状況に常に注意し、業務従事者が感染症疾病に罹患したときは、委託者に報告すること。また、委託者の指示により従事させない等の措置を直ちに講ずること。
- (4) 受託者は、当院が定める「B型肝炎および麻疹・風疹・水痘・おたふくかぜにおける抗体検査・ワクチン接種および履歴登録の運用基準」に基づき、麻疹・風疹・水痘・おたふくかぜ・B型肝炎の予防接種及び検査を業務に従事するまでに受けさせるものとする。また、そのワクチン接種歴は、受託者が記録として管理するとともに病院に報告すること。なお、費用に関しては受託者が負担するものとする。

- (5) 受託者は、委託者の指示により、緊急的に予防接種（インフルエンザ等の感染症）及び検査等が必要であると判断された場合は、委託者の指導に基づき適切な感染防止対策を講ずること。なお、費用に関しては受託者が負担するものとする。
- (6) 受託者は、委託者が指定する委託者主催の講習会（感染・安全管理に関するなど）に従事者を参加させること。
- (7) その他は一般仕様書に基づく。